

会 議 記 録

会議名称		第 1 回 杉 並 区 環 境 審 議 会
日 時		平成15年8月26日(火) 14時00分～17時00分
場 所		杉並区役所西棟6階 第5、6会議室
出席者	委 員	丸田会長、山田副会長、原口委員、横山委員、花形委員、長津委員、佐藤委員、井口委員、岩橋委員、浅岡委員、秋田委員、山室委員 (12名)
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、清掃管理課長、都市計画課長、計画担当係長、建築課長、緑化担当課長、みどりの計画係主査、みどりの事業係長、生活道路整備課長
傍聴者数		3 名
配布資料	事 前	放射5号線建設事業の環境影響評価書案に係る見解書について 東京外郭環状道路に関する環境影響評価方法書について 路上禁煙地区の素案について 「杉並・わがまちクリーン大作戦」について 「環境博覧会すぎなみ2003」の概要について 平成14年度みどりの実態調査結果について 平成15年度の新たな緑化施策検討について 一定規模以上の開発等に関する報告について
	当 日	杉並区環境基本条例 杉並区環境審議会規則 東京の環境2003 (冊子) 青梅街道インターチェンジに係る杉並区の方針 平成14年度みどりの実態調査概要版「杉並のみどりを見る」 一定規模以上の開発事業の報告(仮称)今川四丁目開発行為の概要
会議次第		1 委嘱式 (1) 委嘱状の交付 (2) 助役あいさつ 2 第1回環境審議会 (1) 新委員及び職員の紹介 (2) 会長・副会長の選出及び職務代理の指名 (3) 一般報告事項 放射5号線建設事業の環境影響評価書案に係る見解書について

	<p>東京外郭環状道路に関する環境影響評価方法書について 路上禁煙地区の素案について 「杉並区・わがまちクリーン大作戦」について 「環境博覧会すぎなみ2003」の概要について 平成14年度みどりの実態調査結果について 平成15年度の新たな緑化施策検討について (4) 一定規模以上の開発等に関する報告について 区域面積3千㎡以上の開発行為(1件) 敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画(2件) 同時駐車台数が50台以上の自転車駐車場の設置(1件) (5) その他</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 会議の内容 および 主要な発言 </p>	<p>1 委嘱式 助役より各委員に委嘱状を交付した 2 第1回環境審議会 1) 会長の互選 会長 丸田委員に決定 2) 副会長の互選 副会長 山田委員に決定 3) 職務代理の指名 職務代理 山田委員に決定 4) 放射5号線建設事業の環境影響評価書案に係る見解書について ・生物・生態系植物で事業者側の調査は事実と反しているのでは、植物の調査は短期間でなく長期間をかけて調査してほしい ・都のスケジュールに合わせその都度具体的に場所を指示した方が良いのでは 5) 東京外郭環状道路に関する環境影響評価方法書について ・報告を受けた 6) 路上禁煙地区の素案について ・素案としての3地区について説明を受けた 7) 「杉並区・わがまちクリーン大作戦」について ・報告を受けた 8) 「環境博覧会すぎなみ2003」の概要について ・実施概要について報告を受けた 9) 平成14年度みどりの実態調査結果について ・保護樹木の所有者に対する財政面での援助を改善して欲しい 10) 平成15年度の新たな緑化施策検討について ・報告を受けた 11) 一定規模以上の開発等に関する報告について ・報告を受けた 12) その他 ・次回の日程は10月10日(金)午前中</p>

第1回環境審議会発言要旨 平成15年8月26日(火)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。ただいまから第4期杉並区環境審議会委員の委嘱式を取り行います。委嘱状を私どもの小林助役から皆様のお席でお渡しいたしますので、その場で立ってお受け取りいただきたいと、思います。丸田委員、山室委員、秋田委員、浅岡委員、岩橋委員、花形委員、長津委員、井口委員、山田委員。</p> <p>(助役、各自に委嘱状を手渡す)</p>
環境課長 助役	<p>助役からご挨拶をいたします。</p> <p>皆さん、本日はお忙しいところご参集いただき、ありがとうございました。本日お集まりの皆様におかれましては、日ごろより区政一般につきまして大変ご理解とご協力を賜りまして本当にありがとうございます。</p> <p>ただいま、区長に代わりまして環境審議会委員の委嘱状をお渡しいたしました。よろしくお願ひしたいと存じます。すでに皆さんご存じのとおりですが、環境の問題は大変幅広い問題で、大気の問題からみどりの問題、要するに人間が生きている環境そのものが環境問題であるという時代になっていると考えているところです。</p> <p>環境基本条例が制定されまして、平成9年に環境審議会が設けられたわけです。これまで区がさまざまな環境施策を進めるにあたりまして、皆さんのほうから貴重なご意見を賜りながら環境行政を進めてまいった次第です。</p> <p>特に去年につきましては放5(放射第5号線)の問題で、東京都に対する意見表明という場面があり、本当に皆さんにご苦勞をかけたと考えているところです。その他近々の問題としては外環の問題が出てまいるだろうと考えております。外環につきましては国と東京都の事業ですが、環境影響評価調査を始めるということを伺っているわけです。それに敷衍して、当区といたしましては、青梅街道インターチェンジという案が一部に出ているわけですが、これについて区としては、環境問題や周りの方々の立ち退き等、さまざまな生活に影響を与える問題があるということで反対をしているわけです。片や隣の練馬区は賛成であり、向こうからもそういった要望が出ているということです。青梅街道の問題は環境問題だけではなく、さまざまな論議がこれから必要となってくるだろうと考えておりまして、その節は皆さんのお力添えを賜ればと考えているところです。</p> <p>区としては、区長が「環境先進都市を目指して」ということでさまざまな施策を展開しているわけで、この審議会の皆さんにいろいろお尋ねしたり、ご諮問申し上げたりする事例が大変多かるうと考えております。今日お集まりの皆さんは区会議員の先生をはじめ、各界の代表者、区民の代表者ですので、私どもも大変頼りにしている諮問機関です。今後ともよろしくお願ひしたいと、思います。今日は区長が不在ですので、簡単ではありますが、私から一言挨拶をさせていただきました。</p>
環境課長	<p>以上をもちまして第4期杉並区環境審議会委員の委嘱式を終了いたします。大変恐れ入りますが、助役は所用のため、ここで退席させていただきます。</p> <p>引き続きまして第4期第1回の杉並区環境審議会の開会をお願いしたいと存じます。</p>

	<p>本日は、皆様の互選で会長を決めていただくまでの間、環境課長の上原が進行役をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日は芳村委員から、所用のため、出席できないという連絡をいただいております。また佐藤委員から、少し遅れて出席するというご連絡をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。13名の委員にお願いしてございますが、現時点で11名のご出席をいただいておりますので、第1回杉並区環境審議会は有効に成立していることをご報告申し上げます。環境清掃部長から挨拶を申し上げます。</p>
環境清掃部長	<p>区役所環境清掃部長の栗田です。第4期の環境審議会スタートにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>環境審議会の任期は2年ということで、これまで3期・6年間さまざまな、特に重要な施策について、この審議会でいろいろご審議を頂戴し、ご意見を伺っております。お蔭をもちまして区の環境問題に対する取組みが、若干ではございますが、進んできていると思っております。</p> <p>特に今年度は、昨年この環境審議会で部会を設けていろいろとご審議、ご意見を頂戴いたしました新しい環境基本計画がスタートした年でもございます。そのほか省エネルギービジョンを新たに策定し、今年度からスタートしました。清掃関係で、一般廃棄物処理基本計画も今年度スタートしました。この10年間で40%のごみを減量しようと、かなり重たい数字ではありますが、それぞれの計画でそれぞれの目標数値を持って取組みをさせていただいているところです。</p> <p>これまで、放5についての環境アセスの関係でさまざまなご意見を頂戴しておりますし、今日も外環のアセスの関係の方法、処理について報告をし、またご意見を頂戴する予定です。さまざまな課題につきまして、皆様方の貴重なご意見を頂戴したいと思っております。</p> <p>1つお願いがございます。私どもの附属機関として、環境審議会のほかにもう1つ、清掃審議会というものを抱えております。この2つの審議会は、内容的にはかなり重なる部分がございます。私どもの課題として、2つの審議会を有効に機能させたいという考え方を持っておりまして、できれば2つの審議会を発展的に統合していきたいということで、来年7月には新しい形、環境審議会と清掃審議会を統合した形でスタートさせたいと考えております。したがって、今回第4期の委員の皆様には、来年6月末までの1年間という任期になってしまうかと思いますが、この1年間、私どもの環境政策にお力添えを是非お願いしたいと思っております。統合の関係につきましては逐次、私どもの内部的な検討を経た上で、委員の皆様のご意見を頂戴して統合していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。第4期のスタートということですので、今後ともよろしくお願いいたします。</p>
環境課長	<p>お忙しい中、佐藤委員が見えましたので、環境清掃部長から委嘱状をお渡ししたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">（環境清掃部長、佐藤委員に委嘱状を手渡す）</p>
環境課長	<p>どうぞよろしくお願いいたします。皆様方と一緒に仕事を進めさせていただき、私も区役所の職員の紹介をさせていただきます。都市整備部都市計画課長の遠藤、同じく</p>

	<p>緑化担当課長の武宮、建築課長の吉田、生活道路整備課長の平和、環境清掃部副参事・環境都市推進担当の鈴木、環境清掃部清掃管理課長の横山、環境課庶務係長の國谷、同じく庶務系の守田、皆様といろいろ連絡をとらせていただく庶務係主査の佐藤です。</p> <p>また、本日報告する案件の関係で、都市整備部都市計画課の原島係長、公園緑地課の仙波係長、同じく小林主査に来ていただきました。皆様、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>配付資料の確認をさせていただきます。皆様には事前に資料を配付いたしましたので、今日お手元にお持ちかと思われます。そのほかに、今日お席のほうに改めて資料を置かせていただきました。今日の次第、審議会委員名簿、杉並区環境基本条例、杉並区環境審議会規則、それと一定規模以上の開発事業等の報告についてという書類がお手元にあるかと思ひます。あとは平成 14 年度みどりの実態調査の概要版「杉並のみどりを見る」という冊子を席に置いてあります。また、参考までに「東京の環境 2003」という冊子もお手元にあるかと思ひます。さらに、ただいまから「青梅街道インターチェンジに係る杉並区の方針」という文書を配りますので、参考にしていただきたいと存じます。資料はお揃いですね。</p> <p>なお、今期初めて委員にご就任いただいた井口委員の席には私どもの環境基本計画、環境白書、「みどりの基本計画」という資料を置かせていただきましたので、よろしくお願いたします。</p> <p>ただいまから委員の皆様簡単に、お 1 人 1 分ぐらいの時間で自己紹介をお願いしたいと存じます。自己紹介は席順ということで、最初に D 委員から、順にお願いいたします。</p> <p>D 委員 26 年ほど千葉大学に勤めておりましたが、この 3 月で退官いたしまして、現在は社団法人環境情報化学センター、ここは『環境情報化学』という雑誌を編集し、発行するのが主な仕事になりますが、そちらの取りまとめをやっております。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>O 委員 私は今回、みどりの基金友の会の代表として参りました。よろしくお願いたします。</p> <p>J 委員 私は杉並区消費者グループ連絡会の推薦を受けて参りました。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>G 委員 私はすぎなみ環境ネットワークから参りました。4 月に、杉並リサイクル協会が N P O 法人になり、名前も新たにし、広く環境を分野に活動してまいりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>L 委員 私は杉並大気汚染測定連絡会の推薦で参りました。大気汚染測定連絡会というのは、70 年に立正高校で光化学スモッグ事件が起きてから、住民の間で、自分たちで大気の測定をしてみようということで 74 年から始まりまして、ずっといまだに続けている会です。よろしくお願いたします。</p> <p>B 委員 私は区議会都市環境委員会の委員長をしています。よろしくお願いたします。</p> <p>C 委員 私は同じ委員会の副委員長をしております。杉並の素晴らしい環境をつくっていきたいという思いで参加していきたくと思ひます。よろしくお願いたします。</p> <p>M 委員 私は杉並産業協会の推薦で参りました。前回に引き続き務めさせていただくわけですが、どうぞよろしくお願いたします。</p>
--	---

H委員	<p>私は杉並区社会福祉協議会の推薦で参りました。理事をやらせていただいております。民生委員を長いこと務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
I委員	<p>私は杉並区商店連合会から参りました。今回、たばこのポイ捨てと歩きたばこの禁止ということで荻窪を取りまとめさせていただきまして、少しでも、環境の審議会に入っている中で役に立てたことを喜んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
N委員	<p>杉並区町会連合会から参りました。私も、杉並区では環境でもトップではないかと思うのですが、下井草地域の清水3丁目に住んでいます。うちの庭にも大きなケヤキが20本近くあります。</p> <p>私は、ノーベル賞をもらった小柴先生もいらっしゃる、妙正寺川や井草川の遊歩道に樹木を植える、花を植えるという委員会の座長をさせていただきまして、これからも、あの辺の遊歩道はみどり豊かな環境にしたいと思うわけです。よろしくお願いいたします。</p>
A委員	<p>私は35年ほど東京都に勤めておりました。いろいろやりましたが、主にやってまいりましたのは公園緑地事業と自然環境保全の仕事です。平成9年に都を辞めてから、財団法人東京動物園協会で理事をしております。よろしくお願いいたします。</p>
環境課長	<p>どうもありがとうございました。続きまして環境審議会の審議事項について、若干説明させていただきます。環境審議会の委員としてご審議いただく事項ですが、「杉並区環境基本条例」と書かれているものをご覧いただきたいと思います。環境基本条例第15条に、審議会の設置という定めがございます。こちらのほうで、区の環境の保全に関して必要な事項を調査、審理していただくために、環境基本法第44条の規定に基づき、区長の附属機関として環境審議会を置くという規定になってございます。その意味で、法律の規定に基づいて、区長の附属機関として設置されている機関でございます。</p> <p>次の頁のいちばん上、第2項で「審議会は区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審理する」ということで、審議していただく事項は大きく3つございます。1つは環境基本計画等に関すること。これは杉並区の、広い意味での環境行政を進めていく上でのいちばん基本的、総合的な計画である環境基本計画に関して調査、審議をいただく。昨年度末にこの審議会のご意見をいただいて環境基本計画を改定したところです。</p> <p>2として白書に関すること。これは環境白書です。区のさまざまな環境情報や区の環境施策がどのように進んでいるのか、あるいは進んでいないのかということ、きちっと区民にわかりやすくお知らせするための環境白書のあり方について調査、審議いただくということです。</p> <p>3として、その他環境の保全に関する基本的事項についてご審議いただくことになります。</p> <p>第3項に「審議会は、環境の保全に関し、区長に意見を述べるができる」となっていますが、2項で「諮問に応じ」とございますので、区長からの諮問にお答えをいただく、また、そういう諮問がなくても、環境審議会として杉並区の環境、あるいは環境行政について意見をすすんで述べていただくことができるという規定です。</p> <p>第17条に「審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。会長は審議会を</p>

	<p>代表し、会務を総理する。会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」という規定を置いてございます。</p> <p>18条は定足数ですが、委員の半数以上の出席をもって有効に会議を開くことができます。</p> <p>審議会の議事につきましては、大方のご賛成で進められるのが通例ですが、採決をする場合には過半数で決する、可否同数のときは会長の決するところによるという規定になっております。</p> <p>また、会議は公開です。ただ、特別な場合で審議会の議決をいただいたときには非公開とすることができるという規定です。環境審議会の審議事項と運営について、基本のところを申し上げました。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>「杉並区環境審議会規則」という資料をご覧ください。先ほど環境基本条例のほうで大きく審議していただく3本柱をご紹介いたしました。その中で「審議会は環境の保全に関し区長に意見を述べるができる」とございました。具体的にどうということかと申しますと、それは杉並区環境審議会規則の第5条、審議事項という所の真ん中辺にあります。条例第15条第2項第3号に規定する事項、つまり環境審議会が意見を積極的に述べていただく事項について規定してございます。1号は、東京都環境影響評価書案に対する区長意見に関すること、2号として、一定規模以上の開発事業等の報告に関すること、第3号は、その他会長が特に必要と認める事項ということになってございます。</p> <p>その下に「部会」という規定がございますが、必要なときには、特別な案件について部会を会長に置いていただきまして、会長のご指名で委員を組織していただいて、その事項の調査審議に当たることができるようになっております。以上、環境審議会の皆様に審議していただく事項、それから運営の基本的な事項について説明させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>議事に入らせていただきたいと存じます。今日お配りした次第に従いまして、議事の第1番「会長、副会長の選出及び職務代理の指名」をお願いしたいと思います。杉並区環境基本条例第17条第1項の規定によりまして会長の互選をいまからお願いするわけですが、それまでの間座長を互選していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>僭越でございますが、私からご指名をさせていただきたいと存じます。O委員にお願いしたいと存じますが、O委員、よろしいですか。</p> <p>O委員 環境課長 O委員</p> <p>ふつつかではございますが、務めさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。O委員は前の座長席にお移りいただきたいと思っております。</p> <p>ご指名いただきましたので、会長の選出まで座長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。環境基本条例第17条第1項で、会長は委員の互選により定めると述べられております。皆様、どなたか適任と思われる方がいらっしゃいましたらお名前を挙げていただきたいと思っております。</p> <p>M委員</p> <p>前回からの放射第5号線の問題もありますし、前回から再任されておりますD委員にお願いできればと思っております。</p>
--	---

O委員	<p>ただいまM委員より、会長にはD委員をというご推薦がありました。ほかにご意見がなければD委員にお願いしたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>(拍手で承認)</p>
O委員	<p>全会の一致をいただきまして大変ありがとうございます。それではD委員、杉並区環境審議会委員の会長としてご就任いただけますか。</p>
D委員	<p>光栄です。</p>
O委員	<p>ありがとうございます。よろしくお願いたします。会長が決まりましたので、私の職務は解かせていただきます。皆様のご協力、大変ありがとうございました。</p>
環境課長	<p>O委員、どうもありがとうございました。それではD委員、会長席にお移りいただきたいと存じます。会長から就任のご挨拶をいただき、引き続いて環境審議会の開会をよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>前回に引き続いて会長を、というお話です。進行役というような形で務めさせていただきたいと思っております。</p> <p>23区ですと、杉並区のほかに新宿区や北区で環境のほうの会長をやっているのですが、正直なところ、中身や活発さを含めて、断トツで杉並区が優って、大変活発なのです。</p> <p>どうしてかと考えますと、メンバーの方たちの選出の問題も絡んでまいります。ご承知のように、杉並区におきましては、現在活躍されている方たちが各方面から選ばれて、その方たちの日常の実践を通した形でのご発言が主たるものになり、活発になるわけです。ほかの所ですと、どちらかという学識経験者が中心で、その他町会の方たちだけという形で、活発な議論が出てこないのかと思います。</p> <p>また、年間2回ぐらいしか開かないような所もございます。ここは、開け、開けということで、事務局が困るぐらいに大変な数にのぼっているわけです。今後とも皆様方のご意見を積極的にいただきながら、会の運営を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それではただいまから第4期第1回環境審議会を開催いたします。まず「副会長の選出」が議題としてございます。環境審議会規則第4条の規定により、副会長は委員の互選により定めることになっております。どなたか適任と思われる方をご推薦いただきます。お名前を挙げていただけますか。</p>
M委員	<p>前回と同様、A委員とお二人でお願いできればいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>A委員をご推薦する発言がありました。皆様方、よろしいですか。</p> <p>(拍手で承認)</p>
会長	<p>ありがとうございます。では、A委員、よろしくお願したいと思います。</p>
A委員	<p>よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>環境基本条例第17条第3項による職務代理の指名ですが、A委員を指名させていただきたいと思っております。A委員に何かご発言いただきたいと思います。</p>
副会長	<p>会長を補佐することは何もないのですが、どうかよろしくお願いたします。</p>
会長	<p>議事を継続いたします。各関係部局からの意見聴取と検討に入らせていただきますが、今日はたくさんございます。</p>

環境課長

その中でも東京外かく環状道路に関する環境影響評価方法書について重点的にご意見を賜りたいと思っております。時間が足りないかと思いますが、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

特に最初のほうは、環境博のように副参事にご説明をいただく件もございますが、環境課長関係の議事案件が多いわけですから。放射第5号線建設工事の環境影響評価書案に係る見解書について、外かく環状道路の環境影響評価方法書について、路上禁煙地区の素案について、「杉並・わがまちクリーン大作戦」について、「環境博覧会すぎなみ2003」の概要について、そこまで続けて説明をお願いいたします。それぞれについて、皆様方からご質問やご意見をいただくわけですが、外かく環状道路につきましては少し時間をかけさせていただきたいと思ひます。その後にも議事案件がございますが、すべて終わった後で、最後にご討議をお願いしたいと思ひますので、よろしくご理解のほどお願ひいたします。事務局のほうから、よろしくお願ひいたします。

「放射第5号線建設事業の環境影響評価書案に係る見解書について」という資料をご覧いただきたいと思ひます。ご案内のように、東京都市計画道路、放射第5号線は杉並区内の久我山二丁目から久我山三丁目間の計画です。この建設事業については現在、東京都の条例に基づく環境影響評価のプロセスが進んでいるわけですから。

現在、東京都から環境影響評価書案というものが出てまいりまして、それに対して環境審議会のご意見をいただいた上で、本年4月に区長から都知事に評価書案についての意見を提出いたしました。その後、条例の規定に基づきまして、本年7月14日付けで事業者、東京都市計画局及び建設局から、区長意見に対する見解書というものが出されてまいりました。今日はこの見解書の内容につきましてご報告をさせていただきたいと思ひます。

別紙1は都市計画局と建設局が作成した資料です。こちらの資料には、放射第5号線の事業の必要性と効果などが1頁目に記載されております。1頁目の裏は見解書の要約です。

その右側の頁の上のほうにあるように、評価書案について、都民からの意見書が19件、各区市長の意見が3件。関係区市長ということですので、杉並区、世田谷区、三鷹市、この3件が提出されているということが書かれております。ここでは、都民からの主な意見に対する事業者の見解の概要ということで出ていますが、主なものだけ見ていただきます。

いちばん上に大気汚染 - バックグラウンド濃度ということが問題にされております。東京都が出してまいりました環境影響評価書案では、今後放5が出来て車が通るようになり、つまり供用が開始されて、大気汚染は相対として現在よりも改善されるという評価になっております。そういうものについて、バックグラウンド濃度が本当にそうなのかという疑問がいちばん上の段で提出されているわけですから。

それに対する答えが右の欄にあり、バックグラウンド濃度については、大気汚染物質としていまも窒素酸化物などが自動車から排出されているわけで、いまの量と将来の推定排出量との比率に基づいて設定している等々の説明がなされているわけですから。これは基本的に、今回の放5ができたときにどういう環境になるかという意味の評価書案です

が、総じて環境に対して特に大きな影響は与えないのだという評価になっております。

それに対してさまざまなご意見が寄せられているわけです。杉並区長、世田谷区長、三鷹市長の意見から1項目を取り出して、見解の概要を代表例で示しております。

右側の頁が放射第5号線の案内図です。表の真ん中辺り、やや左側に「事業区間(延長約1.3km)」と書かれて図示された部分がありますが、ここが今回の環境影響評価の対象となっている建設事業です。

下には標準横断面とありますが、断面で見ますと真ん中に玉川上水があり、その後、両側に緑地帯を設けた上で幅員7.5mの道路をつくり、さらに環境施設帯を置くという考え方でございます。

別紙2は杉並区長の意見に対する事業者の見解です。これにつきましては、環境審議会のご意見をほとんど反映させて区長の意見書を作りました。

第1に前文を置いてあります。この部分は環境影響評価書案そのものに対する意見ではありませんが、全体として、人間活動のあらゆる局面で、環境に配慮することを優先すべきであって、その観点からすると、今回の評価書案は、環境を真摯に保全しようとする姿勢としては必ずしも十分とは言えないという意見を述べてございます。

それに対して事業者のほうから、幅員の拡幅、緑地帯の拡幅等々で環境に十分配慮していくという答えが返ってきました。

大気汚染の項で、評価書案では、道路ができて車が通るようになっても二酸化窒素や浮遊粒子状物質、これは非常に細かい大気中の粒で、ディーゼル自動車の排気筒から出てくる黒煙のようなものをご想像いただければよろしいのですが、そういうものが環境基準を下回る。ところが、杉並区の現況調査では、不遊粒子状物質については環境基準を達成してございません。今後交通量が増えても、かえってよくなるというのは、いまの段階ではそう簡単にはうなずけないというのが区長の意見です。この10月からディーゼル車規制が始まるわけですが、さまざまな低公害の取組みをしているので環境基準を下回るとというのが東京都の見解です。

振動・騒音についても、交通量が2倍になるという想定ですので追加的な対策が必要ではないかというのが区長の意見ですが、東京都のほうからは、環境施設帯を設けること、高さ1.5mの築堤を設置すること、低騒音舗装を採用する予定で、十分配慮していくという答えです。

次頁の水環境については一定期間、工事が終了しても地下水位の動向を観測してほしいというのが区長の意見です。これに対して、工事中においてもモニタリング調査をして、その結果影響があると考えられる場合には調査を継続しますという答えです。

次の生物・生態系ですが、特にここは玉川上水の保全が大きな課題です。厳密に言うと、道路建設によって生態系が影響を受けないということは実際にはないわけですが、計画、施工、完成後の各段階で環境への配慮を貫徹してほしい。具体的には、特に環境施設帯に植える木の種類などについては、いま玉川上水に実際に生きている木と同じような種類を選定するなどして、生態学的に十分関連のある形で保全に取り組んでほしいというのが区長の意見です。それに対して、基本的にはそのようにするという、意見に沿った答えになっております。

次に景観について。ここでも、区長のほうからは、現在ある景観をいかに保全していくか、また、新たにつくることになったとしても、いまの景観とどれだけ調和した景観になるかが重要だという意見を述べております。それに対しては、「杉並区まちづくり基本方針」に基づいて、いろいろ配慮して計画に反映しているという答えが返ってきました。

次の史跡・文化財については、当初東京都の環境影響評価の評価項目の中には入っておりませんでした。区長から、調査の計画の段階で是非評価項目とすべきだということが入ったものです。具体的には玉川上水をいかに保全するかということですが、東京都のほうからは、史跡指定を目指すことは決定していると。国の審議会はすでに通っておりますが、一定の管理指針に基づいて玉川上水を保全していくという答えが返ってきました。

自然とのふれあい活動の場の項では、特に牟礼橋付近において道路が交錯しているものですから、玉川上水に沿った遊歩道の連続性にできる限り配慮して施工することを求めています。東京都のほうからは、関係機関と協議をして、遊歩道の取り付けや交通安全施設の設置を含めて、安全に利用できるよう配慮していくという答えが返ってきました。ご参考までに、その後に世田谷区長と三鷹市長の意見とそれに対する東京都の見解も併せて付けてあります。

今後の予定としては、評価書案に対する見解が出てまいりましたので、8月29日に、高井戸地域区民センターにおいて、都民の意見を聞く会、昔の言い方をすると公聴会が開かれ、その意見も参考にしながら、最終的に評価書が確定されていくことになっていくと存じます。放射第5号線建設事業の環境影響評価書案に係る見解書については以上です。

次の資料「東京外かく環状道路に関する環境影響評価方法書について」について、ご報告をさせていただきます。新聞報道等でご案内と存じますが、この東京外かく環状道路 - 「外環道」は計画段階から住民の意見、関係区市町村の意見を取り入れていくということで進めてまいりましたが、この度7月25日に、環境影響評価（環境アセスメント）を行うという発表があり、いまその方法書というものが縦覧されたところです。昨日までが縦覧期間でした。

この方法書というのは、こういう形で環境影響評価を行っていくということで、いわば調査の計画書になります。これは昭和40年代に都市計画決定がなされたわけですが、長らく事実上凍結されておりました。しかし、大深度地下を活用した地下式トンネル構造をとって建設するという考え方が、いろいろな形で論議されているわけです。その中で環境影響評価を行うことが決定され、そのプロセスが現在進んでいるわけです。

皆さん方には、外環道をつくったときに青海街道の地上部にインターチェンジを設置するかどうかという問題で、私ども都市計画課でアンケート調査も行いました。今日追加資料でお配りしたように、最終的にインターチェンジの設置に反対するというのが区の方針です。その問題とは別に、外環道全体の環境影響評価の方法を定めるのが、今日ご覧いただいている方法書です。

1頁、環境影響評価方法書の概要では、どういう項目について環境影響評価を行うか

について定めています。また、各項目について調査、予測、評価の手法についても定めています。実際にはかなり大部の冊子になっておりますが、今日は概要版でご覧いただきます。

2頁の表-1は、大きく横に「環境要素区分」ということで、どういう項目について調査をするかという項目が並んでおります。例えば「大気環境」ですと大気質と書いてあり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等という項目が並んでいます。

一方、縦を見ますと「影響要因」という欄がありますが、工事の実施に当たってどういう項目を調査するか。その下の「存在・供用」というのは、できてしまった道路が存在することで環境にどういう影響を与えるか、自動車の走行によって環境にどういう影響を与えるか、さらには大深度地下ということで、基本的には地下を車が通ることになりますので、所々に換気所を地上部につくらないといけません。換気所が存在すること、あるいはそれを運用することによって環境にどういう影響があるか、その評価項目「工事の実施」で が付いている項目を調査するわけです。

「工事の実施」で見ますと、大気質では二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん、騒音、振動が挙がっています。工事期間中の強風による風害、低周波音、水の濁りや汚れについては項目になっておりません。地形及び地質、地盤の項での水循環、地盤沈下が項目となっております。日照障害、電波障害は項目となっております。以下動植物、生態系、景観、史跡・文化財、人と自然とのふれあいの活動の場、廃棄物等は項目になっているという状況です。

道路が存在することによってどういう影響を与えるかについては、大気環境、水環境は調査項目となっております。以下、最後の廃棄物を除いては項目となっております。そのほか、自動車の走行によってどういう項目を図るか、換気所の存在についてどういう項目を図るか。換気所はかなりの高さを持っておりますので、日照障害や電波障害についても項目になっているわけです。逆に、項目になっていない所を本当に評価しなくてもいいかどうかという検討は、この方法書を見ていくときには当然必要になってくると存じます。

工事をする事、道路が存在すること、自動車が走ることでどういう影響を受けるか、その評価項目を前の頁で定めたわけですが、それについてどういう調査を行い、どういうことを予測して評価するかということが一覧になったものが表-2です。例えば「大気質」で、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の項目では、当然のことながら二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を測っていくというのが調査事項です。具体的には「主な予測事項」で工事中、工事の実施によって、工事の建設機械からの排気ガスの影響、道路が出来た後は自動車の走行に伴う影響、あるいは、換気所は地下の道路の自動車の排ガスを地上部に導き出すものですから、換気所があることによって自動車の排気ガスが、ひいては地上部に出てくるわけですが、そういうものでどういう影響があるかについて、二酸化窒素と浮遊粒子状物質で調べようというわけです。

考え方としては、事業者によって実行可能な範囲内で、できる限り排出ガス等々による大気質への影響をなるべく低くしているかどうかというところが、評価の考え方になる。具体的には環境基準との整合ということで、環境基準を下回るような努力がなされ

ているかということがいいか悪いかと言うとおかしいですけども、評価の考え方になってくるわけです。こういう項目をそれぞれの区分ごとに書いてあるものが、この3～4頁にかけての表ということになります。お目通しいただきまして、すべての項目についてご説明するのはできませんが、排気塔に関しましては、今後、ご承知のとおり、本年12月から、テレビの地上波がデジタル化されてまいりますので、現在よりも、こういう大きな構造物が地上部に出ていることの影響というのは、アナログよりも、場合によっては強いかもしれません。そういうこともあるかと存じます。

5頁で、道路事業の目的と内容です。これはいろいろな報道等でご承知と存じますが、基本的にはその次に折り込みになっている表をお開きいただきたいと思います。いちばん右のほうに、仮称ですが「関越ジャンクション」とありまして、そのあと、計画路線が点線で示されております。真ん中辺りに、中央自動車道とのジャンクション、そして、いちばん左のほうに、東名高速道路とのジャンクション、この3カ所のジャンクションを方法書は前提としております。ただし、一般道との接合点であるインターチェンジにつきましては、今後地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討するという姿勢をとっておりまして、この方法書の段階では、この区域図のほうにもありますように、インターチェンジを必ずしも前提としておりません。ただ、今後どここの箇所かは別にしまして、インターチェンジをつくるということになれば、当然その時点でこの環境影響評価の対象となってくると考えられます。ちなみに昭和41年の都市計画決定では、5カ所にインターチェンジを設置する計画となっていたということで、その中に青梅街道も含まれているわけです。雑駁であります。外かく環状道路に関する環境影響評価方法書については以上です。

それでは、引き続きまして、次の資料です。「路上禁煙地区の素案について」ご報告をさせていただきます。区では、この3月に「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」- ちょっと長いので、「安全美化条例」と省略して呼んでおりますが、これの公布をさせていただきます。この10月に施行されます。いま、区内の各駅での街頭キャンペーンなど、この条例を知っていただくための事業を進めているところでありますが、この条例の中に、「区長は必要と認める場合に、路上禁煙地区というものを指定することができる」という規定がありまして、具体的には、この区内で歩きたばこ、あるいは吸い殻のポイ捨てというのは、条例以前のマナーの問題でもありますし、努力規定としては、「区内全域で歩きたばこをしないように」あるいは「吸い殻のポイ捨てをしないように」という規定はかねてからありました。いろいろPRもさせていただきましたし、また、たばこ商業協同組合などのご協力もいただきまして、さまざまなキャンペーンも打ってきたのですが、なかなか「歩きたばこ」ないしは「吸い殻のポイ捨て」というのが、思うように改善されていない。区役所から阿佐ヶ谷駅まで歩きまして、向こう側に渡って、また阿佐ヶ谷駅から区役所まで帰ってまいりますと、調査の回によっても違いますが、大体2,000本くらいのたばこの吸い殻が落ちていたというような状況でして、路上禁煙地区というものを指定して、そこでは歩きたばこや吸い殻のポイ捨てを明確に禁止して、もしその中でまだ歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをなさる方については、条例上は過料という、いわゆる「行政罰」ですが、お金を徴収することができる

規定になっております。このたび 10 月にスタートする路上禁煙地区として今日お付けいたしましたけれども、素案として3案 - ひとまずこの3地区でスタートさせていただきたいと思っております。

1枚おめくりいただきますと、阿佐谷地区というのが出ております。モノクロでちょっとご覧になりにくいかと思いますが、上のほうにあるのがJR阿佐ヶ谷駅ということで、南側は、駅前広場を含めましてずっと南に伸びているのが、中杉通りです。中杉通りの右側に、やや蛇行して伸びているのが、パールセンター商店街で、それから、更に青梅街道まですずらん通りという商店街が続いています。この中杉通りの出口とすずらん通りの出口を結ぶ青梅街道につきましても、路上禁煙地区とさせていただく。北口のほうは、中杉通りの一部、旧中杉通りの一部。それから河北病院が、かねてから病院関係者あるいは受診をなさる患者さんに、「河北病院周辺では、歩きたばこをしないでください」という呼びかけを続けてこられたそうで、この周辺地域も路上禁煙地区としております。

それから、裏をご覧ください。高円寺地区につきましては、南北の駅前広場。南のほうは、高南通り。その左側に伸びております、いわゆるパル商店街、ルック商店街、それぞれ青梅街道まで達しているわけですが、高南通りとルック商店街の出口までの青梅街道についても、路上禁煙地区にさせていただく。それから、北口のほうは、駅前広場を中心とした商店街ということでスタートさせていただきたいと思っております。明日から、ちょうど高円寺の東京阿波踊りが始まるわけですが、ストリートは10月以降禁煙になるということで、明日、明後日につきましても、喫煙所を設けて、できる限り歩きたばこをしないでいただくような取り組みを予定しております。

その次の右側の頁が、荻窪地区です。先ほどI委員からもご紹介がありましたが、地元商店会あるいは杉商連の強力なご協力をいただきまして、比較的短期間で決まりました。北側ですと、青梅街道を中心とした駅前の通り。それから、青梅街道からYの字型に北の方向に伸びている教会通り等々を中心にして、北側の路上禁煙地区。それから、南側は、中央線に平行した駅前通り睦会、それから、駅から杉並保健所のほうにまいます仲通り、それと、環八のほうに斜めに伸びております、すずらん通りを中心として、路上禁煙地区にさせていただきたいと思っております。これは10月1日からになりますが、環境美化パトロールということで、それぞれの地区で3人1組ぐらいでパトロールをさせていただきます。いま予定しておりますのは、朝7時から夜の8時までパトロールを実施しまして、実際にこの区間の中で歩きたばこあるいは吸い殻のポイ捨てをなさっている方については、個別にご注意をいたします。それから、一般的な「ここが路上禁煙地区になりました」というお知らせをしながら、パトロールをしてまいります。併せまして、放置自転車等につきましても、そのパトロールの中で、この区間を巡回してまいりますので、ご注意をしていきたいと考えています。8月21日号の広報すぎなみでご紹介をしておりますが、9月の初めまで、区民の皆様からこの路上禁煙地区について、いまでも毎日ご意見が寄せられているわけですが、そのご意見を参考に、9月に正式決定をし、広報でお知らせをして、10月からスタートをさせていただきたいと考えております。路上禁煙地区につきましては以上です。

環境清掃部 副参事	<p>引き続き恐縮ではありますが、「杉並・わがまちクリーン大作戦」につきまして、ご報告をさせていただきます。この事業につきましては、平成 12 年度からスタートいたしまして、当初は「世紀の大掃除」ということで、区長の提唱から始まったわけですが、今年で 4 回目ということになります。昨年も一昨年も 1 万人を超える方にご参加をいただいております。町会、商店街、自由なグループなど、いろいろな団体が参加の単位になっておりますが、今年度につきましては、9 月から 11 月の 3 カ月の期間を大作戦の期間とさせていただいて、特に 9 月 29 日から 10 月 5 日までの 1 週間を、中心の期間、中心の 1 週間として実施をさせていただきたいと考えております。いま参加の企画書というものをどんどんお寄せいただいているところですが、今後、この 8 月末日をもって第 1 次の募集締め切りをさせていただきます。9 月 21 日以降には、そこまでにご応募のあった内容につきまして掲載をさせていただく予定です。下のほうに昨年の実績がありますけれども、参加者数が前年を上回る 1 万 1,421 名、可燃ごみ、不燃ごみ、ご覧のとおり十数トンのごみを集めて、大きなこの間の成果を上げております。今年も積極的にご参加をいただきまして、まちをきれいにすることを進めてまいりたいと思います。また、10 月 1 日の安全美化条例の施行とも重なっておりますので、吸い殻のポイ捨てや歩きたばこをなくそうというキャンペーンと併せて、行ってまいりたいと考えております。クリーン大作戦につきましては以上です。</p> <p>では、続きまして「環境博覧会すぎなみ 2003」実施概要についてご報告いたします。お手元の資料をご覧くださいと思います。環境博覧会 2003 につきましては、3 月に開催されました前期の環境審議会のほうで、目的とか推進体制等につきましてはご報告いたしましたが、実施内容につきまして、ほぼ固まってまいりましたので、ここでご報告させていただきます。資料の 1 頁目をご覧くださいと思います。繰り返しになる部分もありますが、今年の環境博覧会は、「みんなでつくる環境世紀」をテーマに、「次世代へ育てて渡そう、よりよい環境」というものをサブテーマといたしまして、開催いたします。開催日時は、10 月 11 日(土)・12 日(日)の両日で、午前 10 時から午後 4 時まで開催いたします。会場は、例年どおり高井戸地域区民センター、そのセンター前広場ということになります。イベントといたしまして、七夕祭りとお阿波踊り大会。ここに記載してありますけれども、阿佐谷七夕祭りで、ごみの分別の指導、また、明日から、高円寺でお阿波踊りが開催されますけれども、8 月 27 日・28 日、両日にわたりましてごみの分別指導を行いまして、ごみの減量についてアピールしていきたいと思っております。</p> <p>2 頁目ですが、これは 6 月 14 日に井草の地域区民センターで開催したのですが、「発見！体験！エコライフ」ということをテーマに、イベントを実施いたしました。実施内容につきましては、ここに書いてありますとおり、パネル展、あるいは省エネ教室等々をやりました。ご覧のとおりであります。</p> <p>次に開催内容ですが、3 頁以降に記載してあります。詳細は後ほどお目通しいただければと思います。主な開催内容といたしまして、4 頁目、9 頁ですが、これは新しい試みですが、キッズスタッフということで、学校の総合的学習とか環境学習を支援していこうというコーナーで、子供たちにスタッフとして参加してもらおうというコーナ</p>
--------------	--

<p>会長</p> <p>都市計画課長</p>	<p>ーがあります。</p> <p>5頁の 1は、キッズISO活動報告会ということで、小学生が夏休みに挑戦いたしましたキッズISOの活動報告をしていただきます。5といたしまして、先ほど申しましたけれども、学校の総合的な学習の時間・環境学習の支援コーナーなども設けたいと思っております。</p> <p>6頁目の 12というのは、環境シンポジウムということで、企業・行政・住民が、パネルディスカッションを行います。13は、ホンネでトーク「第1弾」、14はホンネでトーク「第2弾」ということで、環境市民団体と行政との円卓会議ということで、環境のネットワークづくりということを中心に、周辺の都市の市民団体と行政等でシンポジウム等を行います。ホンネでトーク「第2弾」といたしましては、在住外国人により環境トークということで、実施していきたいと思っております。</p> <p>8頁の、6、7ということで、エコ文具の展示とか、最新技術を使いましたエコ製品の展示等も行っております。</p> <p>9頁の 13は、昨年も行いましたけれども、マイバッグコンテストということで、区民から募集いたしましたマイバッグの展示をしまして、人気投票なども行っていきたいと思っております。</p> <p>10頁、21、新エネルギーの紹介。太陽光発電とか風力発電、燃料電池など、クリーンなエネルギーにつきましての紹介コーナーも設けたいと思っております。</p> <p>11頁のきれいなまち部会のほうですが、3といたしまして、マイバッグ製作教室。これは去年やりまして、人気があったコーナーですけれども、不要になった傘の布を使いまして、自分だけのマイバッグを作ってもらおう所です。</p> <p>13頁にまいりまして、みどりのまち部会のほうですが、5といたしまして、屋外シンポジウムの開催。「すぎなみのみどり」をテーマに、お話を行っていただく、ピクトーブなどの紹介も行いたいと思っております。</p> <p>14頁の 7。エンジョイ・グリーンライフといたしまして、区内造園事業者の協力によりまして、壁面・屋上緑化の見本園の実物の展示等を行ってきたいと思っております。</p> <p>15頁は、今年の環博の出展・協力予定団体の一覧表です。これは8月11日現在になっておりますが、122団体。去年が120団体で、同じ程度の出展等があります。</p> <p>16頁以降は、実行委員等の名簿等を添付してあります。今後は、8月下旬から、ポスターの掲示、9月の中旬から、パンフレットの配付。また、9月中旬に4回目の実行委員会を開催いたしまして、最終的に実施内容を確認していきたいと思っております。以上です。</p> <p>ありがとうございました。あと、参考資料で、先ほどインターの資料が配られました。これも委員の方お願いします。</p> <p>最初にこの環境審議会の始まる際に、助役からも挨拶の中でありましたように、杉並区では6月27日に、お手元にありますように、「青梅街道インターチェンジに係る杉並区の方針」というものを区長が発表しております。すでに新聞等で報道され、また、8月1日号の広報すぎなみでも、第1面で区民の皆様にも周知させていただきました。「1 方針」という所をご覧くださいますと、みどり豊かな住宅地である善福寺地域の環</p>
-------------------------	--

	<p>境保全を重視すると、この地にインターチェンジは建設すべきではないということで、杉並区は、大深度地下を活用した外環の整備には基本的に賛成するが、青梅街道インターチェンジの設置には反対するということが明確に記載されております。また、「2 理由」につきましては、(1)～(8)まで、それぞれ環境面でのデメリットが非常に大きいということを主眼にして、さまざまな反対理由をここに述べているところです。その中で、2枚目の裏側を見ていただきますと、(7)の所に、青梅街道インターチェンジ問題調査会議の報告を尊重するというところがあります。これはすでにご案内のように、杉並区では、学識経験者による外環道青梅街道インターチェンジ問題調査会議を設置いたしまして、約2カ月近く調査、検討をお願いし、6月23日にインターチェンジ設置に反対するという趣旨の報告を受けました。この報告を最大限尊重するということがここに述べられております。この調査会議につきましては、本環境審議会の会長でいらっしゃるD先生からも、この調査会議のメンバーとして、貴重なご意見をいただきました。全体としてこのような理由で、青梅街道のインターチェンジに杉並区は反対ということで、国及び東京都に対して、同日付で要請をしたところです。以上です。</p> <p>会長 ありがとうございます。では、最初にご質問やご意見をいただきたいと思えます。放射5号線の建設事業の見解書についてということでご説明があったのですが、この件につきまして、いかがでしょうか。</p> <p>L委員 区長意見では、「道路が出来ても大気汚染は減るといふ、評価書案の結論は、直ちに首肯することが困難である」といふふうに述べたのに対して、事業者側の見解というのが、「環境基準を下回ります」といふお答えになっているのですね。「現状よりも大気汚染が減るといふのはおかしいのではないか」といふ意見に対して、現状に対してどうかではなくて、ただ「環境基準を下回る」といふ言っているわけで、答えになっていないと思えます。バックグラウンド濃度について、先ほども詳しいご説明があったので、しつこく言うのもなんですが、都民意見も、バックグラウンド濃度に関してはたくさん出ていまして、目標値を予測値にするなということも、やはり再度言っておきたいと思えます。2010年には、二酸化窒素は2000年の59%に減る。浮遊粒子状物質は29%に減る。それは是非そうしてほしいと思えますが、それを予測に使うのはおかしいということも、再度言っておきたいと思えます。そして、この見解書で都民意見に対するお答えを見ている中で、また、一つ気がついたのですが、大気汚染への自動車の寄与率が、私たちは、何十年も前から東京では、自動車の寄与率、道路の寄与率が、7割だといふふうにとずっと考えてきたのですけれども、それが47%という低い値で評価書が作られていて、やはりここでも予測を入れ込んで、自動車の寄与率を低くしている。ところが、あの地域の現状を考えますと、たぶん大気汚染に対する自動車の寄与率は、9割ぐらいいいのではないかと。ほかに工場があるわけでもありませんので、寄与率は9割といつてもいいぐらいなのに、それを47%という低い数字を出して、これもやはり事業者側の見解、説明書を読みますと、対策をとって、自動車からの汚染が減るから、結果として自動車の寄与率が20何パーセント低くなるんだといふような説明をしております。これも、やはり目標を予測に入れ込んでおかしいということも、ここで一つ言っておきたいと思えます。結局大気汚染の予測といふのは、交通量の予測と密接な関係があると思うので</p>
--	---

<p>会長 B委員</p>	<p>すけれども、これはもう本当に、交通量次第なのです。交通量の予測というのが、本当にその予測どおりになるかどうかというのは、何とも言えなくて、実際に交通量が上回ったから、杉並区の権限で止められるかということ、とてもそういうわけにはいかない。でも、実際に交通量を測定しているのは区であるということで、この辺を気をつけて、区としても、区民としても、監視をしていかなければならないところだと思います。</p> <p>騒音に関しては、都民の意見で、「夜は静まりかえっている所ですが、そこに道路ができる、大変心配です」と言っていることに対する事業者側の見解が、「環境基準を下回ります」というのですね。「環境基準ぎりぎりまでは我慢なさい」と言っているのと同じです。これも非常に都民の立場から疑問だと思います。</p> <p>それから、すでに放5が出来ている暫定供用区間では、すでに区の調査で、夜の測定では、夜の要請基準を超えている所があるわけですが、これに対して、問題なしとするのは非常におかしい。築堤をつくるとか言っていますが、これもしっかり杉並区としても、区民としても、監視していかなければいけないことだと思います。</p> <p>それから、生物・生態系で、都民から、ギンラン、コバノカモメヅル、ウラシマソウが載っていないと指摘したことに対して、「今回の調査では確認されませんでした」という事業者側の見解が出ているのですが、このコバノカモメヅルとギンランというのは、地元の方が調査していらして、写真も撮って配ってまして、私のいただいた写真に、きちんと「コバノカモメヅル」、「ギンラン」と書いてありました。これはあまりにもおそまつというか、突き返してもいいような調査だと思いました。</p> <p>ありがとうございます。ほかにありますか。</p> <p>いまL委員からかなり具体的な問題が指摘されたのですが、私もいまの問題につきまして、折角話が出されましたので紹介させていただきますと、ギンランというのは、この写真なのです。これはギンランという写真です。これは地元の方がこうやって撮っていらっしゃるのに、「現実的にはなかった」というのは、まさにこの見解書の調査というのは事実と反するのではないかというのが、やはり地元の声でもあるわけなのです。それで、私は、やはりこういう見解書、非常にこれからの玉川上水の環境を守るということで、大事な形で出されている中で、調査期間も非常に短いというのでは、やはり植物においても、十分な形で調査できてないというふうに見ざるを得ないと。そういう点では、この調査そのものも、やはり350年の歴史を持った玉川上水がこれまでに作られてきたわけですから、そういう面では調査も、時間をかけてしっかりとやるべきだろうというのが、まず第1の見解書に対する感想なのです。</p> <p>それから、もう一つは、この見解書の中でもちょっと触れられていますけれども、文化財におけます史跡指定ということは、今週にも、確定されるのではないかとこのふう聞いております。それにつきましても、この350年の歴史の中でつくられたこの玉川上水というのは、これまで何百万人という人たちの支えてきた、そういう歴史ある状況の中で、今日まで存続してきたということで、史跡指定になるというのは、これまでの東京都内におきます史跡指定におきましても、画期的なことだろうと考えます。しかも、これまでの史跡指定というのは、大体が点の史跡なのです。それが、今度は線という形で30キロに及ぶ、そういう大事なものになるのですね。そういう面でいくと、まさに</p>
-------------------	--

	<p>これは世界的にも、いま世界遺跡にという話も出るぐらいの状況です。ましてや、この350年の歴史を持って、これから50年後、100年後の人たちに、人間の歴史、日本の歴史は、こういう形でつくられたのだと。子供たちの教育のためにも、この状況は存続させる必要があるだろうという点からも、今度の史跡指定に対しては大変喜ばしいことだと思っています。史跡指定ということになれば、これは国のほうからの指定ですけれども、関係する地方自治体は、この環境を守るとともに保存し、また併せまして、復旧させるというような中身も、この文化財保護法では述べています。ましてや、世界的にも、文化財の正しい理解のため欠くことのできないものだというような中身を、非常に厳しく持っているという中で、今度の見解書が出されまして、そのときには改めて文化庁と相談するというふうになっておりますけれども、しかし、この杉並の意見に対しまして、事業者の見解というのは、これまでの見解と全く変わっていないと。ほとんど前進がないというのが、問題だと思っています。先ほど出しました内容におきまして、見解書そのものも、やはりしっかりとした納得いくようなものが求められている、ということ意見を意見として出しておきたいと思えます。玉川上水が史跡指定になったということと併せて、杉並でも貴重な史跡だということから、子供たちが、小学校、中学校の修学旅行で、これが350年の歴史のある所だという形で、子供たちの教育にも大きく活かしていける、そういうためにもこの状況というのはしっかりとやっていく必要があるだろうと考えております。</p>
<p>会長 O委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>調査期間というのがこの中には出ていないように思うのですが、どのぐらいの期間で行われたのでしょうか。それによって、植物などは、春に出て、消えてしまう。春だけ、ほかの木がまだ出ないうちに、スプリング・エフェメラルなどという言葉がありますけれども、出て、隠れてしまう。そうすると、期間によっては、貴重なものが見つけれないということがあるのですね。ですから、本当に1年を通して植物の調査というのはきちんとやっていただかないと困るものです。確かに、この「ありませんでした」というのは、期間的にどのようにして調査をしたのかなという疑問がすごく残ります。いい加減なというよりも、短期間でやらないで、期間をかけて調査をしていただきたいと思っております。以上です。</p>
<p>会長 環境課長</p>	<p>担当者の方がいらっしゃるないので、ちょっとお答えはできませんが。</p> <p>環境影響評価の調査ですが、この調査計画書が粗々確定をいたしましたのが、おそらく平成14年の6月ぐらいになると思います。というのは、5月15日に環境局のほうから、審査意見書が実施したものが出ていますので、ほぼそれを調査計画書の確定時期と考えたとしても、実際、評価書案が出てまいりましたのが、平成15年の1月ですので、概ね平成14年の6月ぐらいから、平成14年中ぐらいが、実質的な調査期間というふう考えられます。</p> <p>補足をさせていただきます。実際には、調査計画書が確定するまでの間でも、先行して調査されている項目がありますので、例えばいま、植物種などを議論していただいておりますが、それぞれの季節ごとに調査期日を定めて、いちばん早い調査は、平成13年の10月29日。これが秋季として調査をしている。それから、植物種として最後の調査</p>

<p>会長</p>	<p>は、平成 14 年の 9 月 3 日に、初秋の期間として、そのあたりをとって、都合 6 回の調査を行っているということです。</p> <p>上原課長、今後の審議会との対応ですが、先ほど来ご意見をちょうだいしているのですが、どういうふうに考えていったらよろしいですか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>実際、区長が、この環境影響評価のプロセスの中で、正式に意見を申し述べる機会というのは、実はこの調査書案に対する意見が最後でありまして、このあと、いただいたご意見等を参考にして、東京都のほうで評価書を確定していくという作業になるわけです。実際には、その前に、先ほど申し上げたように、8 月 29 日に「都民の意見を聞く会」というのがございますので、こちらのほうで、公述人という形になりますが、ご意見を聞いた後、評価書の確定という作業になるわけです。それで評価書が確定した後は、それに従って、具体的な建設の手順に入っていくというように進んでいくと考えております。</p>
<p>B 委員 環境課長</p>	<p>いまの調査というのは、東京都自身が直接入ってやっているのですか。</p> <p>実際には、すべての調査が都職員の直接の調査とは限りませんので、委託の部分も含まれていると思います。</p>
<p>B 委員</p>	<p>いまの環境の問題で、東京都のほうの見解では、区長の見解に対しまして、今後とも配慮するなどから、沿道関係の保全に十分配慮しながら進めるなど出されているます。レインボーブリッジの例を出して聞いたのですが、これでは、予測よりも遥かにオーバーしたという形で住民の皆さんから問題を提起されて、それなりの改修を図ったらしいのですが、全然効果はなかったというような話も聞いているのです。この中身では、まずそういう面でいくと、意見書の事業者の見解というのが本当に信じられるのかというのが、私も、さっきの話からも含めて懸念される場所なのです。そういう点では、やはり杉並区としても、実際的なほかの状況なども、検討してもらえれば幸いだと思うのですが。意見として、よろしく願います。</p>
<p>副会長</p>	<p>貴重な植物があるというふうなお話ですが、当然そういう植物は守らなければいけないし、東京都も守るつもりはあるだろうと思うのです。ただ、どこにあるかというのは、一つ大きな問題ですね。たしか玉川上水、標準横断図というのがあります。どこに書いてあったかはっきり覚えてないのですが、この既設柵の中はいじらないというのが東京都の方針であったかと思うのです。ですから既設柵の中にある植物は、どこかへ持って行って移植するなどではなくて、そのまま一応は保全されるというふうに考えていいのではないかと思うのですね。ですから既設柵より外にある場合に、その外側が改変されるとしたら、それをどうするかというのが問題になってくるかと思えます。3 枚目の裏に書いてありますね。杉並区長からの主な意見に対する事業者の見解の概要という所で、「玉川上水の既設柵内は原則として改変せず」というのがありますから、例えば横断道路や何かがあって、それを広げるとか何とか、そういうような場合以外は、たぶん既設柵内はいじらないと、そういうふうと考えていいのだろうと思います。調査で、指摘した植物が見つからないというのは、これは開発指導しているときに、往々にしてあることで、それは、ここにこういうふうにあるということ、はっきり現地で教えないと、わからないことが多いです。それがわかれば、向こうも対応すると思います。これ</p>

<p>会長</p>	<p>からの仕事のやり方との関係が出てくるかと思います。</p> <p>あまり日にちがないのですが、都のほうのスケジュールと合わせて、そのときにも意見を申し述べて、その辺を指摘する必要性はあるわけですね。</p>
<p>環境課長</p>	<p>環境影響評価の定められたプロセスとはちょっと外れますけれども、例えば、審議会としてこれだけは伝えておきたいということであれば、その方向で工夫はしたいと思います。ただ、いま副会長からご指摘があったように、おそらくこの計画路線の中に、岩崎橋、兵庫橋という橋がありますけれども、評価書案の中でも、全体の概念図の中では、確かにその近辺について、当然橋を横断する部分については、多少手が入りますので、既設柵の内側についても多少の変更は出てくるかもしれませんが、そのほかのいまある柵の内側については、基本的に手をつけないのだと。たまたまその橋の近辺にそういう希少種などがあればお話はもちろん別なのですけれども、それはご指摘のとおりだと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>いろいろ見解書についても意見がありますが、次に進めさせていただいてよろしいですか。</p>
<p>B委員</p>	<p>一言だけ。自然を残すというのは、例えば植物にしましても、鳥がいて、虫がいて、それで自然というのはなっていると思うのです。そういう点では、両サイドに道路が出来た、この下の横断図にありますような形になりますと、確かに形は残る。しかし、植栽物、生物についてはどうなのかという問題は全く触れられていません。それから、もう1点は、調査地域は、事業区域から片側約100mまでということは、それぞれで影響があるというふうに見ていく必要があるのだらうと思います。それをちょっと付け加えさせていただければ幸いです。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。いろいろ史跡指定ということも、その原文を見ていないので、あまり推測してものを言えないのですけれども、どのところまで踏み込んで史跡指定というのはなされているのかということにも、生態系については関係してくると思うのですね。難しい点もあると思いますが、その辺を包含させた格好で考え方をつかまえないというのは、私自身も同感ですし、今後そういうふうな姿勢で追跡させていただけたらと思います。また意見等も述べさせていただけたらと思います。ありがとうございました。</p> <p>外環に関しては最後に、というふうにお断りしましたので、次に路上禁煙地区の素案について、ご質問、ご意見を願います。</p> <p>商店会、町内会など、いろいろ区との詰めが大変だったと思いますが、何かございますか。</p>
<p>B委員</p>	<p>路上禁煙地区の問題、これまでパトロールの方が、この問題でのパトロールではないのですが、巡回されていて、非常に安心されている方もいらっしゃるのですが、いまの段階では、まだたばこについては全然触れてないというふうに見ていいのですか。それとも、もうこれからこの地域は、そろそろたばこの禁煙地域に指定しますということで、もうすでにたばこは少し遠慮して歩いているとか、そういう状況もつくられていますか。どうなのでしょう。</p>
<p>環境課長</p>	<p>現段階では、いま行われているパトロールが、例えば今後、素案でお示ししたような地区を通っている場合でも、間もなく路上禁煙地区になるとか、この地域では歩きたば</p>

B 委員	<p>こをやめましようとか、そういうPRはしておりません。いま素案をお示した段階ですので、今後かなり詰まってまいりましたら、連携も考えたい。あらゆる方法をもってお知らせをしていきたいとは思っておりますが、現段階ではやっておりません。</p>
環境課長	<p>もう1点。この禁煙地区決定の中で、先ほど中杉通りですか、ここで阿佐谷から区役所までの間に2,000本というのがありましたけれども、他の地域でもっといっているとかいうのはあるのですか。</p>
B 委員 環境課長	<p>環境課で定期的に散乱状況というのを調査しておりますのは、阿佐ヶ谷駅から南側の中杉通りと、それから、高円寺駅の南側の高南通りです。高南通りにつきましては、阿佐谷ほどは落ちていません。調査会によって大分ばらつきはあるのですが、大体800~1,000というところだと記憶しております。</p>
B 委員 環境課長	<p>阿佐谷のこの近辺が異常に多いと。 なぜか多いのですね。特に歩道面については、お歩きになるとそれほど感じられないかもしれませんが、植栽がありますね、樹木の植わっている所。そこをかき分けますと、そこはかなり落ちてきているのですね。ですから、歩きたばこをなさる方も、多少罪の意識はあると見えて、すぐ目につく所にはお捨てにならないで、土の部分といいますか、いずれは土の上に置いておけば、腐食するというお考えもあるのかもしれませんが、そういう所にもかなり落ちていまして、2,000本というと、本当に驚かれるのですけれども、都道ですので、第3建設事務所が清掃に入るときがあります。その直後が調査回に当たるときなどにはぐっと減るのですが、大体2,000本オーダーというのは、そういう例外なときを除けば、大体平均的な本数です。</p>
会長	<p>あとで「みどりのベルトづくり」ということで、緑化の担当からご説明があると思いますが、大変迷惑ですけれども、道路にしたら、分離帯みたいな所とか、本当に捨てられるのですね。だから、それを無くせばいいとにならないようにしないといけないのですね。みどりのベルトというのを他の意味からつくろうということがありますが、困ったことです。ほかにございますか。よろしいですか。では先に進めさせていただきます。「杉並・わがまちクリーン大作戦」について、ご質問、ご意見をお願いいたします。</p>
G 委員	<p>この大作戦の活動内容ですが、「その他、趣旨に沿ったもの」とありますが、清掃活動、落書きを消す、公共の場所のごみを拾い集める。そのほかにどういったことが、具体的にございますか、逆に言えば、目的に合っていれば、清掃でなくても、この作戦の中に入れてもよいと。ごみを減らすとか、そういう活動であれば、直接見た目、クリーン大作戦でなくても、この活動に組み込んでいいものかどうか、ちょっとそれを教えていただけたらと思います。</p>
環境課長	<p>これはあくまでもそれぞれお集まりのいろいろなグループである町会や商店会の計画書というのを出していただくわけですが、そのときに何を目標とするかと、何をどうされたいということでその活動をなさるかという例ですので、趣旨に沿ったというのはクリーン大作戦ですので、要するにまちがきれいになれば、もちろん趣旨に沿っているのです。こういうもののほかに、たまたまあるイベントを行う、そこに出たごみは全部自分たちできちんと処理する、という目標もあり得るわけなので、全部ここに書き出すわけにはいきませんので、「趣旨に沿った」という表現にしていますが、要するにいろいろ</p>

	<p>るな形で当然ごみが出るようなイベントを、「ごみゼロ」でいこうという試みもあると思いますし、そういうきれいにするようなことであれば、活動目標としてどんなことでも結構ですという意味で、このように書いています。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにございますか。なければ先に進ませていただきます。「環境博覧会すぎなみ2003」ということで、ご質問ご意見をお願いいたします。</p>
<p>M委員 環境清掃部 副参事 M委員</p>	<p>ディスカッションはないのですか。 ございます。先ほどもご説明をしましたが、今回は外国からお呼びすることはないので、近隣自治体の市民の方々とシンポジウムを行う場は設けてございます。 去年は外国の方がだいがお見えになりましたが、今年は国内でのパネルディスカッションということですか。</p>
<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>外国の方とのトークだとか、在住外国人の方々の展示とかいう形で、外国の方との交流の場も設けてございます。</p>
<p>会長</p>	<p>荻窪の駅からの交通手段は去年のとおり考えていらっしゃいますか。</p>
<p>清掃部副参事</p>	<p>高井戸まで循環バスで行きます。</p>
<p>会長</p>	<p>大変たくさんの催しもので、関係されておられる方もいらっしゃると思いますが、どうぞよろしくをお願いいたします。説明を先に進めさせていただきます。7番目の平成14年度みどりの実態調査結果について、8番目が平成15年度の新たな緑化施策検討について、緑化担当課長をお願いいたします。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>「平成14年度みどりの実態調査結果について」ご報告いたします。報告の前に、この調査結果につきましては、6月の都市環境委員会でご報告いたしました。併せて7月1日号の広報で区民の皆さまにお知らせしています。内容は同じですが、改めてこの場で報告させていただきます。また、調査結果の概要版ですが、先ほど資料確認をしていただきました「杉並のみどりを見る」、これが概要版として作ったものです。これを併せてご覧いただければと思います。</p> <p>分厚い本報告書がありますが、数はそんなに多くはないのですが、是非欲しいという方がいらっしゃれば、お申し出いただければお配りできると思います。かなり細かく地域の緑化のデータが入っていますので、これも関心のおありの方には面白い報告書になっているので、必要であればお申し出ください。</p> <p>資料に基づきまして「平成14年度みどりの実態調査結果について」報告いたします。まず、調査の目的ですが、本調査はみどりの条例に基づきまして、5年毎に実施するもので、区内のみどりの実態を把握するために行うものです。この調査結果は本区の緑化施策の充実、これから実施するみどりのベルトづくりなど、新しい計画策定の基礎資料として活用します。</p> <p>また、今回の調査の特徴ですが、調査技術の進歩によりまして緑被率調査の手法が変わっています。特に緑被率調査というのは航空写真を撮りまして、その写真のみどりの量の割合を出すものです。航空写真の画像をパソコンに取り入れて、座標計算によって緑被率の面積を出したことで、より正確に計測する方法となっています。また、みどりの情報の一元化に向けて各種のデータをデジタル処理、画像表示できるようにしまして、区内のみどりの状況を視覚的に、かつ迅速に把握できるようにみどりの検索システ</p>

ムの検討をしました。

調査期間ですが、平成 14 年 4 月 1 日からほぼ 1 年間、調査をしています。航空写真撮影を平成 14 年 5 月 22 日、快晴の日に飛行機を飛ばして写真撮影をしました。

住民意識調査を 5 月、6 月に行いました。また樹木等の現地調査を 6 月から 12 月までの間に実施しています。こういった調査を基に出たまいりました結果の概要を報告します。

(1) 緑被率調査ですが、航空写真から調べた結果、緑被率は 20.9% です。これは前回と比べて 3.3 ポイントの増加で、本区の約 2 割がみどりによって覆われていることが分かりました。いままでみどりの減少傾向が続いてきた中で、樹木成長や植樹活動の広がりにともなって樹木被覆地が増加してきたもので、みどりを大切に守り育てている区民協力の成果であると分析しています。

(2) 緑地調査です。区内の公園緑地、生産緑地、河川区域、社寺境内地などからなる緑地は約 350ha で、緑地率は 10.4%、前回より 0.1 ポイント下がりました。下がった理由ですが、保護樹林の解除が相当あったためで、そういった意味で少し下がったということです。また、公園緑地の現状は区民 1 人当たり 1.88 m²、前回から 0.05 m²増加しています。公私別の緑地割合ですが、私的な緑地が 52.8% で公的な緑地を 5.6 ポイント上回っていました。

(3) 樹木調査ですが、直径が 30 cm 以上の樹木は本区全体で 3 万 3,112 本、前回に比べて約 4,500 本増加しています。また、樹種別で見ますとサクラ、ケヤキ、イチョウの順に多く、この 3 種類で全体のほぼ半数を占めていました。

(4) 樹林調査です。区内の 300 m² 以上の樹林は 4,314 カ所、約 369ha ありました。形態別に見ますと屋敷の樹林がもっとも多くて 3,456 カ所、面積で 237ha ありました。この屋敷林ですが、昔からの農家の屋敷林だけではなくて、一般のご家庭の庭のみどりも含めています。その次に公園の 313 カ所、社寺林の 103 カ所と続いています。公私の割合で見ますと、約 77% が私的な樹林です。

(5) 接道部調査です。区全体の接道部の総延長は約 1,927 km ですが、この中で生け垣、植込み地等で、既に緑化されている「緑化有り」の部分が 375 km、全体の 19.5% ありました。これについては前回の調査で 8.2% でしたので、かなり伸びたといえるか増えた。接道部の緑化が増えたということが分かりました。

(6) 道路内植栽調査、これは街路樹の調査ですが、管理主体別に道路緑化率を見ますと、国道が 60.7%、都道が 45.0%、区道が 1.6% でした。樹種別に見ますとトウカエデ、イチョウ、ケヤキの順で、全体の 44% を占めている状況です。

(7) 壁面緑化調査です。壁面緑化の状況ですが、本区全体で 146 カ所、面積で約 8,000 m² ありました。前回より 104 カ所減少していますが、面積では約 2,000 m² 増えています。

(8) 屋上緑化調査です。屋上緑化の棟数は 662 棟、面積で 1 万 3,305 m² ありました。屋上緑化棟数で見ると高円寺ゾーンの 77 棟がもっとも多く、以下、阿佐ヶ谷ゾーン、高井戸西ゾーンが屋上緑化が多かったという状況です。前回と比べて 473 棟、面積で 6,900 m² の増加が見られました。

(9) みどり率調査です。今回初めて導入した調査ですが、みどり率というのは緑被

率に公園内の緑で覆われていない部分、例えばグラウンドとか、河川等の水面を加算したもの、これを「みどり率」と言いますが、「みどり率」は本区全体で22.3%ありました。

(10) 住民意識調査ですが、区在住の20歳以上の区民2,000人を対象に実施し、回収率は30%でした。その内容ですが、ア、緑の量についての印象、満足度はそれぞれ70%弱の方が多い、または満足と答えています。イ、残したい緑については、神社やお寺の緑を挙げた方が多くありました。大きな樹木を残したいという回答も多くありました。

それからウ、民間の緑を守る方法としては税負担の軽減、区や都による維持管理の補助が必要と考えている方が多くおられます。エ、緑を守るために私権の制限について聞きました。「制限をしても緑を守りたい」と言われる方が45%おられました。オ、屋上緑化ですが、67%の方が賛成しています。ただ、賛成ですが、では自分でやるのがどうかということになりますと、建物のいたみとか、構造上難しいということもありまして、20%強の方が屋上緑化はしないということです。

カ、公共施設の緑化については、「道路の緑を増やしてほしい」という意見がもっとも多くて52%を超えていました。校庭の芝生化について聞きましたが、70%の人が賛同しておられます。そのほか緑視率、緑視域、主要施設の状況、緑化重点地区の緑の状況調査を実施しています。平成14年度のみどりの実態調査結果については以上です。

続きまして「平成15年度の新たな緑化施策検討について」報告します。今年、新たな緑化施策の計画づくりということで2つ考えています。1つはみどりのベルト計画に関する検討、2つ目はみどりのリサイクル計画に関する検討です。

まず、みどりのベルトづくりに関する検討ですが、考え方としては「みどりの基本計画」などで示されている「みどりと水のネットワーク構想」を踏まえて、点・線・面の、みどりを有機的に結び付けてみどりのベルトを形成するなど、みどりの豊かさが実感できるまちの実現に向けた方針、あるいは具体的な事業化方策を検討するものです。

進め方としては調査委託をかけます。調査委託を実施するとともに、学識経験者、公募区民、鉄道事業者、東京都関係部署職員、区関係部署職員等で構成する検討会と言うと固くなるので、「懇談会」を設置しまして、計画づくりに関するさまざまな分野からの検討を行います。ちなみに学識経験者のお1人ということで、D先生にもご相談お願いをしているところです。公募区民については広報すぎなみ8月11日号、区の公式ホームページなどを使い募集を行って選考するというので、8月25日、昨日に締め切りました。これに対して13名の方が応募されました。若干名ということで考えていますので、最大限3名様を選考いたしました。このスケジュールですが、懇談会を9月から12月までの間に月に1回程度のペースで、4回程度開催しまして、ご意見等を伺いながら、計画づくりをしていくことを考えています。平成16年2月ごろから広報すぎなみ、ホームページ等を使って区民意見を聴取する。地元の説明会等もやることを考えています。計画内容の決定ですが、平成16年3月下旬までに、なんとか計画づくりを終わらせたいと考えています。

2つ目の計画づくりですが、みどりのリサイクル計画に関する検討ということで、考え方としては、循環型社会形成に向けまして、例えば庭木などの維持管理から発生する

<p>会長</p> <p>N委員</p>	<p>剪定枝葉・落ち葉を可能な限り資源として利用する。いままで燃やしていたようなものを燃やさないで可能な限り資源として利用するために、公的なみどりばかりではなくて、私的なみどりを含めた具体的な事業計画を検討することを考えています。</p> <p>進め方については調査委託はかけません。一応職員が事務局を務めさせていただきます。やはりこれも学識経験者、公募区民、リサイクル事業者、東京都、杉並区の関係部署等の職員で構成する「懇談会」をつくり、皆さんからご意見等をいただきながら、計画づくりを固めていきたいと考えています。公募区民についてはみどりのベルト計画と同様に広報すぎなみなどによって、昨日までの締め切りで募集を行いました。これについては8名の方が応募されましたが、これも若干名でしたので最大限3名の方を選考することをいま進めています。この懇談会には公募区民の方のほかに、実際に環境活動を実践されている区民の方ということで、実はこの審議会の委員の方にもお声をかけて、ご相談、お願いをしているところです。</p> <p>スケジュールもみどりのベルト計画と同様に、9月から12月までの間に4回程度、月1回のペースで懇談会を開き、ご意見を聞かせていただきながら事務局でまとめていくことを考えています。これも平成16年3月下旬をメドに計画づくりを進めたいと考えています。平成15年度新たな緑化施策検討については以上です。</p> <p>ありがとうございます。最初に平成14年のみどりの実態調査結果ということで説明がありましたが、質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>私はみどりで非常に困っているわけです。いまのご説明は誠に結構なご説明ですが、いま杉並区内のみどりはどんどん減っています。うちのほうにはまだ地主さんが相当あります。元、畑の所を生産緑地と言って植木を相当植えています。それも都税事務所から2m以上のものは生産緑地ではない、屋敷林と同じだと。</p> <p>うちのほうにいくと私と名字が同じのがたくさんあります。相続税でたくさん取られます。もう500坪ぐらいに全部切って分譲しています。そういう実態というのは役所の方は知らないのではないですか。みどりの保護というのは言葉では結構なお言葉ですが、私は本当にみどりで困っています。なぜならばケヤキの芽が出るとみどりできれいで空気が良くていい。秋になればお宅の木のおかげで槲が詰まる、汚なくてしょうがない。サクラの木に花が咲けば非常にきれいだと、花が落ちれば滑って危ない。</p> <p>私の所は役所で調べて木の植えてある所が2,000㎡ある。普通の住宅は200㎡、60坪以下は小規模住宅と言うのです。それが固定資産税が5分の1なのです。大きい木があると、宅地並み課税、100%取られてしまう。生産緑地というのは同じ木を植えていて100何十分の1なのです。私は東京都に何回も電話をしています。都税事務所に何回も電話をしています。そういうことで木があると非常にご迷惑なのです。隣に有名な方がいます。ピクターの社長をやった方、銀行の頭取をやった人、お宅の木のおかげでうちの植木が育たない切ってくれと。それで私は2、3年前に電話をしたのです。「それはお互い同士でお話ししてくれ」と杉並区は言ったでしょう。木があると、そういうことを言われて本当にいじめられているのです。</p> <p>うちは木があって役所から補助金をくれるのは、本当に雀の涙ほど、12万です。2,000㎡の中に大きな木が大体20本あるのです。税金は宅地並み課税で100%です。どうやっ</p>
----------------------	--

<p>緑化担当課長</p> <p>N委員</p>	<p>て税金を払うのですか、大変なものですよ。</p> <p>清掃の方がいますが、今年も文句を言ったのですよ、隣に出ている木は、みんな枝は切らないと怒られるのです。束ねて 20 束を出したら持っていかない。3 束以下、そうではないのですか。私は区民センターで会長をやっていたから、今年の春、区長さんが、「いいですね、井口会長のほうに来るとみどり豊かで本当に杉並に来てもいちばん空気が良い」と、「区長さん、あんた見るからそんなことを言っているのだよ、あの木の葉っぱが落ちたら近所隣で文句を言う、枝を切れれば清掃局は持っていかないのだ」と、「そんなことはございません、いくらでも出してくれ」と区長さんは言ったのです。西清掃事務所に私は電話をしたのです。いじめているのですよ。</p> <p>課長さんのお話は誠に結構です。私のところはどんどん切っけてしましますよ、何も保護をしないのだもの。12 万くれたお金で箒だとか葉を入れる袋を買います。90 という大きな袋に 1 日に 20 杯ぐらい出ますよ。清掃は 3 袋以上は絶対に持っていかないですよ。これ、どうするのですか、燃やせばケヤキの葉っぱはダイオキシンが出るということです。それだけ木のある家をいじめて、税金も 12 万も取って、国税の申請をしなかったら、3 年間遡って脱税だと金を取られたのですよ。東京都に私が話しても駄目、都税事務所に話しても駄目。どうして植木を植えれば 100 何十分の 1 の税金で、大木があれば宅地並み課税を取るのですか。区長さんに直に聞いたのですが、固定資産税の 55% は杉並区に戻ってくるのだそうです。だからもう少し木のある所を大事にしてください。全く困っています。</p> <p>東電の線に木が触れると東電で切りに来るのです。中には黙っていれば東電がうちの庭に放り込んで帰ってしまう。木があるのは非常にいじめられているのですよ。</p> <p>私は緑化担当をやっていますが、確かに保護樹木とか、保護樹林の大きな木に係わるトラブルと言いましょうか、たくさん経験してまいりました。確かに税金の面につきましても相続税を払えないということで、物納で納められる方も随分いらっしゃいます。しかも物納で納める条件、要件としまして、更地にして物納するよなという取り決めになっているのです。そういった意味で、物納をするために木を切ってしまうというケースを私も何回も見ています。そういった中で、これは公園とか学校、公共施設の公的なみどりと違いまして、私的なみどりを守るのがいかに大変かというのが、いま大きな課題になっています。</p> <p>杉並区は昔はみどり豊かでしたが、年々みどりが減ってきた。それは私的なみどりが特に減ってきたことが続いていました。今回たまたま調査しましたら、緑被率が少し上がりましたが、内容的にはやはり私的なみどりはどんどん減っているということで、これは非常に大きな課題として受け止めています。その辺はみどりの実態調査の中の意識調査といいましょうか、アンケート調査の中でも、皆さんが同じよなことを訴えられていまして、これから大きな木を守るためには、いままでのよなやり方ではない、もっと効果的なことを考えたらどうかという意見が多くございました。そういったことも真摯に受け止めていきたいということは考えています。</p> <p>いま、いちばんお願いしたいのは税制面です。所得税は儲けたお金ですからいいですが、木が植えてあると木をおいておけば、朝起きれば何万円と取られてしまう。</p>
--------------------------	--

緑化担当課長	いま税制のお話をされましたが、これも毎年区から都あるいは国に緑化施策に関する要望をしています。その中で税制の改善を切にお願いをしているところです。一応報告をしておきます。
N委員	そうしないと杉並のみどりは守れませんよ。人間というのは必ず1回は死ぬのですから相続税がたくさん取られる。木を切って平らにしなければ、いまは物納できないのです。いつでも人が買って家が建てられるような状況にしないと。そういうことを行政でもよくお考え願わないと。私は自分のことばかり言って申し訳ありませんが、実態の調査をしていただきたい。課長さんのお話では非常に立派な調査のお話を聞いて私も安心をするのですが、実態調査が必要ではないですか。
副会長	やはり同じ問題を私も東京都にいたときに抱えていまして、そういうお話はさんざん伺ってまいりました。ただ、税制というのは簡単にいく話ではないのです。東京都も毎年大蔵省に意見として上げてはいますが、大蔵省も簡単に腰を上げてすぐ動いてくれないという実態があります。手をこまねいているというわけではないのですが、そういう実情があるのです、おそらく区のほうも同じだろうと思います。
N委員	<p>我々個人の力より、区民とか都民の、住民の力で木を保護するのなら、あれだけの税金を取られたら、私ども木が植わっている所は2,000㎡あるのです。自分の宅地は別です。それで区から補助金を12万貰うのはありがたいと思うけれど、それにも国税を取るのです。ひどいものですよ、泣き面にハチ以上ですから、本当に大変です。</p> <p>私が勝手なことを申し上げましたが、木を、みどりを、これからずっとみどり豊かな杉並区をつくるのだったら、そういうところから。私のところも私が死ねば切られてしまう。だから税金を払うために駐車場にしたり、木を切ってマンションを建てる。先祖からいただいた木は誰でも切りたくはないですよ。自慢するわけではないですが、私は同じ所に400年間住んでいるのですから、大きな木があるのは当然です。そんなことで皆さんの大きな力でみどりを残していただくことも、行政ご当局のほうでお考えになっていただかないと、1本2本と大きな、大事な木がなくなっていくと思うのです。</p>
会長 環境課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>だいぶ時間が押して申し訳ありません。落ち葉のことですが、N委員のお宅のように大量に出るところに対応できたかどうかは分からないのですが、昨年、実は保護樹林、保護樹木の所有者の方を対象に、落ち葉のモデル収集事業といいますか、連絡をいただいて、清掃事務所で取りに行くというモデル事業を行いました。ご利用いただけたかどうかは分からないのですが、本当はうまくリサイクルができればいいんです。いまその仕組みを公園緑地、緑化担当でご報告をしたとおりなのですが、それまでの間、私どもで3袋までは通常の集積所に出していただく。ただ、そのような量ではありませんから、それを超えるものについてはご連絡をいただければ、清掃事務所で日程を調整したうえで取りに伺ったという事業を昨年やりました。今年度もだんだん落ち葉の季節に近付いてきます。落ち葉の季節は秋ばかりではないわけですが、検討をさせていただきます。そのことだけはお分かりいただきたいと思います。</p>
N委員	いままで幼稚園などでヤキイモをするからといって貰いに来たのです。燃やすとダイオキシンが出るということで、この2、3年間全然そういうことがなくなったのです。

C委員	<p>いま課長からモデル事業として落ち葉を集めに来るといってお話だったのですが、これは保護樹林を持っている方でなくてもいいのですか。例えば隣の家に落ちてきてそれを集めたのがあるのですけれどもというのがあるのですが、保護樹林に関して私も今年緑地課にご相談をしたら、「保護樹林がある方は資産家が多いのでそんな心配がないのです」といってお話を伺ったのですが、実際はそうでもないのだな、といま確認したところなのです。やはり落ち葉に対する対応は、行政としても考えなければいけない時期にきているというのが実感なのです。</p>
環境課長	<p>1つは昨年行ったモデル事業は、保護樹林、保護樹木の所有者の方に限ってお知らせをして行ったものです。ただ、ほかに例えば幹線道路の沿道の落ち葉をボランティアでお集めになって、それをどう処理するかという問題もありますし、いま委員のご指摘になったような問題もあるわけです。それについては可能であるならば、小分けにしていただいて通常の収集日に出していただくという考え方も1つあります。ボランティア的に集めていただいた時には、一定のシールを貼っていただいで私もで収集する仕組みもあります。いまのところケースバイケースではありますが、落ち葉についてはできる限り収集させていただく方向で考えています。ただ、最終的には理想を言えば、緑化担当課長のほうでこれから検討に入ります、リサイクルが究極的にはいちばん良いとは思いますが、それについてはご相談をいただければと思います。</p>
C委員	<p>緑化対策に入るのですが、みどりのリサイクルは私がずっと言い続けてきたことで、すごく嬉しく思います。大変評価したいところです。是非ともこれを学校でも取り上げていただきたいと思っています。中国の格言に「木を植えるということは命を繋ぐことだ」とありまして、本当にみどりを大切にしていくことは、私たちの生命を大事にすることに繋がっていくと思うのです。ですからこのリサイクル計画が多岐面にわたってできることを祈っています。是非とも成功をさせていただきたいと思っています。私も家の剪定などをするとみどりがたくさん出てしまい本当にもったいないと思うのです。善福寺公園のほうに運べればそれで堆肥ができるのですが、そういうものがないので、是非、地域でもそういうものができやすいような方向でお考えいただきたいと思っています。</p>
会長	<p>緑化政策も含めて何かご質問ご意見がほかにございますか。なければ「一定規模以上の開発事業等の報告」についてということですが、ここに4件あります。一定規模以上とはどういうことなのかというプリントもあります。1件1件説明をお願いします。今川四丁目の開発行為の概要、都営住宅の緑化、フォンテーヌ浜田山の緑化、ナフスポーツ、オオゼキ共同駐車場に係る指定作業場（駐車場）の届出です。</p>
生活道路整備課長	<p>今川四丁目開発行為についての概要を申し上げます。これは3月まで区民農園としてお借りしていた土地が開発になったものです。面積は3,113.86㎡で、26戸の戸建住宅ができています。提供公園がありまして、それと都道で公共用地率が約20%を少し超えています。概要は以上です。</p> <p>余談になりますが、いまの緑化の問題で戸建住宅については、緑化基準が小さくなってしまっているので基準から外れてしまうということで、沿道緑化と言ってもなかなかできにくい部分があります。要するに私道に範囲を越えてしまう。建てる時は戸建にしてし</p>

緑化担当課長	<p>まうということが1つあります。</p> <p>もう1つあります。これもこの委員会の中だと思いますが、ごみの集積場が共同住宅は位置が決めるのですが、戸建ての場合は位置を決めるのに業者抵抗が非常に高いのです。私ども狭い道を広げる事業をやっているのですが、その場合でも広げた部分をごみの集積場になってしまうのは嫌だ、という人が結構出てきます。これは今後区民の方といろいろ考えていかなければならない問題だと思うのですが、集積場が自分の家の前にくることが固定されることについては、抵抗感が非常に強いということが実感としてあります。</p> <p>緑化についても、道路を広げる時に沿道にある保護樹木を守るべきか、道路を広げるべきかということで、かなり悩むことが出てくることが多いのです。沿道ぎりぎりの所に結構大きい木が植わっていますので、道路を10cm、20cm広げるときに、根がかなり出ているので実質的には広げられないときにもかなり悩んでいるというか、非常に難しい問題だと思っています。何か機会がありましたらご意見をいただけたらと思います。</p> <p>緑化担当から「敷地面積3,000㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画」ということで、今回の意見を報告いたします。1番目、(仮称)都営住宅15M-101東(高井戸西一丁目)整備工事です。場所は井の頭線の富士見ヶ丘駅と高井戸駅の間地点に都営住宅の1団があります。これの川の南側の所です。現状は更地になっていまして既存樹木がいくつか残っている所です。</p> <p>内容ですが、所在地、杉並区高井戸西一丁目22番、敷地面積3,053.47㎡、建築面積673.26㎡、みどりの条例に基づく基準緑地面積を確保していただくべき緑地面積ですが、一団地の総合設計制度ということで、一応敷地面積から建築面積を引きまして、その30%を確保していただくということで、714.07㎡をお願いしています。これに対して計画していただいた面積が741.35㎡です。基準接道部緑化延長ということで72.513mをお願いしていますが、これに対して計画では86.07mを緑化していただくことになっています。</p> <p>また、基準に基づく植栽本数ですが、高木については計画29本をお願いしていましたが、これに対して45本、中木については197本のところを289本、低木については589本のところを3,339本計画していただきました。なお、屋上緑化は今回ありません。また、既存樹木が3本残されています。処理経過ですが、記載のとおりです。工事完了予定が平成16年9月1日という内容です。</p> <p>もう1件は(仮称)フォンテーヌ浜田山新築工事です。所在地が杉並区浜田山二丁目7番。場所は塚山公園の近く、鎌倉街道に面した所です。神田川の方に向かって下っていく所です。この辺りは縄文時代、弥生時代というのでしょうか、遺跡が出やすい所ということで、現在発掘調査をしています。その調査を9月までに終えまして、それ以降工事に入ることです。ここは住友金属鉾山の社宅です。</p> <p>内容ですが、敷地面積が3,624.93㎡、建築面積が1,225.92㎡、基準緑地面積、確保していただくべき緑地面積は724.98㎡、これに対して計画では727.974㎡を緑地面積として確保していただきます。接道部緑化延長ですが、54.021mのところを計画では54.301m確保していただくことになりました。植えていただく樹木ですが高木を36本</p>
--------	---

環境課長	<p>のところを 45 本、中木は 242 本のところを 245 本、低木では 725 本のところを 730 本計画していただきました。ここにつきましても屋上部の緑化はありません。工事完了予定が平成 16 年 9 月 30 日ということで計画はされています。フォンテーヌ浜田山新築工事、住友金属鉾山の社宅建て替えは以上です。</p> <p>引き続きまして最後の資料になりますが、ナフスポーツ、オオゼキ共同駐車場に係る指定作業場、駐車場ですが、その届出について報告いたします。同時駐車台数が 50 台以上の自動車駐車場については、一定規模以上の開発事業等ということに該当しまして報告をすることになっているものです。届出者は株式会社ナフスポーツ、所在地は高井戸西二丁目 - 3 - 45、高井戸駅のすぐ北側です。敷地面積は 1 万 516.4 m²、収容台数は 166 台、1 日に出入（想定）ですが、200 台となっています。作業時間、つまり駐車時間は朝 7 時から夜中の 24 時、午前 0 時までということです。出入りに接する道路の幅員は環状八号線なので 25m あります。平面の駐車場です。</p> <p>届出受理が本年 7 月 9 日です。位置は高井戸駅の北側、高井戸小学校の北側に当たります。ご承知の方が多いと思いますが、ここにオオゼキという大きなスーパーマーケットがありますが、環八からオオゼキの店に向かいますと右側から入っていただいて、スロープでオオゼキの屋上部分に上がります。それから更にそれを下りて奥の敷地内が駐車場となっています。地表部分になります。地上部分なので特に換気の問題とかは起こりませんが、駐車台数が多いのでご報告をさせていただきました。以上です。</p>
会長 B 委員	<p>一括して何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>いまの開発に当たりまして、以前と比べて緑地分の減少は大体どれくらいになるのか、また、駐車場においてもかなりの緑地であった所なのです。そういうところでの違いはどれくらい見ているのか。駐車場においても樹木数とか、緑地が少ないような気もするのですが、どうなのでしょう。</p>
環境課長	<p>基本的には緑地に近い現況を駐車場に整備したという形になると思いますので、ご指摘のとおり、かなりみどりの部分としては少なくなっていると思います。ただ、この奥の敷地も含めてかなりみどりの多い所であることは確かなのですが、この前の状況としても基本的には地表面と申しますか、そういう形ではあったと思います。</p>
会長	<p>ほかにございますか。意見を少しだけ申し上げておきますが、最後に駐車場が出てきましたが、以前からすごく気になっているのですが、特に今年は冷夏だからあまり問題になっていませんが、日本のヒートアイランドというか、世界の都市と比較すると 4 倍ぐらいの程度で平均気温が高くなっているのが問題になっているのです。内閣府を含み、いま 10 府庁で検討会がありまして、来年の春にその結論が出るのです。問題になっているというのは、ほかの世界の都市と比較すると 4 倍ぐらい東京は急ピッチで上がっているのです。100 年で 4 も上がっています。それにプラスされて地球温暖化というので上乘せになってくるわけです。</p> <p>ヒートアイランドというのは昔からあるということは分かっている、これは注目すべきだ、対策も講じるべきだというのがあったわけです。それにプラスして地球温暖化が出てきたので、熱汚染の対策というのは、元祖に当たるわけです。ご承知のようにエアコンなども、そういった面から言えば対策が必要なのですが、アスファルトとかコンク</p>

	<p>リートをどういふふうにするのかというのは問題です。</p> <p>環境面を考えた都市はアメリカ辺りでも草目地入りのブロックとか、少し遠くから眺めると芝原みたいな感じですが、近付くとブロックでその間に雑草がはえている。都の公園などもそういう対策をやられていますが、そういうのをやると2 ぐらい夏の温度も違ってくるといので推奨しているわけです。だから何かそういう側面も考えないといけない。私は区内の小さな駐車場でも、いつもすごく気になっています。固有名詞を言うと悪いのですが、時間という名の駐車場もありますね。こういう大きな駐車場だと、特にその辺を重視してコントロールするような対策というのは、環境対策の必然性だと思ふのです。だから保水性の舗装とか、雨水の地下浸透の舗装とかと併せて草目地ということも考えながら、対策を講じていかなければいけない時期なので、今後の研究課題にさせていただきたいのです。</p> <p>私は条例をつくるべきだというぐらいにずっと問題にしたいのです。杉並区内の駐車場をどうするのだ。もうつくり放題というか、どんどん、どこでも出てくるのです。けれども何もしない。公道があるとすれば、公道にすぐアクセスできるように駐車場の向きがなっている。アメリカ辺りでは考えられないですね。出口を小さく取らなければ許可にならない。1つは出口を取らなければ出て行けないのだけれども、杉並の場合だとどこからでも出て行ける。パッと車が出て来るといのは幹線道を走っている人たちはドライブの安全性を確保されていない。ですから出口、入口といのは1カ所に封じる、そこからしか出られない。いつも気になってしょうがない。交通対策は世界中そうなのだけれども、特に日本はそういう面で環境面が遅れているのです。</p> <p>そういう面で言うと、アスファルトの表面温度を日中に私は測ったことがあるのですが、70 位いってしまうのです。子供たちを乳母車で歩かせられないぐらいの温度になるので、これはいま先生が言われたような形で検討をしていく課題かと思ひます。アスファルトの場合、工事は確かに簡単だけれども透水性がない。透水性のあるものをやると今度は穴ポコがあきやすいとかいふ悪循環も1つ含まれている。ましてやタイヤとアスファルトのスリップによつての粉じんがまた出るので。そういう面での対策はこれからは本当に大きな課題になってくるかと思ひます。</p>
B委員	<p>ありがとうございます。これで事務局からの説明は終わったわけですが、もう時間もなくて恐縮なのですが、せめて皆様方からご意見をいただきたいということで、事務局からアンケートをというのが宿題として課せられるわけですが、折角ですから10分間ぐらいは皆様方からご質問ご意見をいただいて、次回にまた含めてご意見をいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>先ほど放射5号線の問題で提起したのですが、今度の案も短期的な形でほかの参考にさせていただきました、というような調査ではなくて、本当に時間をかけてしっかりと、環境的な問題ではこれから100年も経つような形になると思ふのです。そういう点ではこの項目そのものも水質については濁りの問題とか、水の汚れとかではまずないとか。これはあらゆる問題について大きく取り組んでいってほしい。時間をかけてじっくりとやってほしいという希望だけ述べさせていただきます。</p>
B委員	<p>調査の方法の中に換気塔での大気汚染の測定もすることになっていますが、換気塔の</p>
L委員	

<p>会長 都市計画課長</p>	<p>ところに例えば普通の粉じんを取る装置は付けると思うのですが、それ以上の集塵装置及び脱硝装置を付けるとかいう、その計画はもう出ているのですか。</p> <p>お分かりになる範囲でお願いします。</p>
<p>会長 都市計画課長</p>	<p>現時点で国が説明している内容ですが、脱硝装置あるいは、いわゆるS PM を除去する装置について、国がそういった新しい技術を駆使してできる限り効果的にやりたい、ということで実験をしている施設が羽田の近くにあります。そういう所での成果を踏まえて、今後もし換気所をつくる場合には、そういった最新の技術を駆使した脱硝装置なり、粉じんの除去装置を付けた換気塔をつくるという説明は聞いています。</p>
<p>会長 都市計画課長</p>	<p>何カ所ぐらい換気所というのはつくらなければいけないのですか。</p> <p>換気所の数についても具体的な説明はされていません。一般的にはジャクソンがある場所には当然換気所は必要になるだろうということで、ジャクソンは3カ所ありますので、最低3カ所は必要だろう。それ以外に、もしインターチェンジができるようになれば、そのインターチェンジの部分にも換気所が一般的にはつくられるということです。</p>
<p>環境課長</p>	<p>今日は第1回の審議会ということで、委嘱式等もありました関係で大変押しまして申し訳ございません。外環道の環境アセスの関係では縦覧が昨日終了したのですが、9月8日までに都民、区民のご意見をいただく期限になっています。区長からの意見はおそらくその後になりまして、10月の後半ぐらいの期限になるだろうと思います。今日、皆さまのお席に「方法書についての環境保全の見地からの意見」という用紙をお配りしていますが、こちらに来月いっぱいを目途としてお寄せいただきたいと思います。この後、次回の審議会の日程をお決めいただきますが、次回の審議会のときには、いただきましたご意見を基にして、一応環境審議会としての意見書の原案を皆さまにお示しして、それを叩き台としてご論議をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>何かこれだけということでご質問がなくなりになりましたら、折角の機会ですのでお願いいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>これは大深度地下工法を採用することになっていますね。大深度地下という所に何らかの影響があるのかどうか、そこまで含めて考えるべきなのか、初めてのケースなのでその辺が分からないのです。</p>
<p>環境課長</p>	<p>大変難しい問題でして、例えば深層地下水の問題とか、さまざまな論議があります。当審議会としては環境保全の見地からのご意見ということなので、ここまでは論じるけれどもこれ以降は論じない、ということはなくていいのかなと思いますので、深層を掘り進む場合にそういう未知の部分が出てきますので、そういうものに対するご意見、ご懸念の場合もあると思いますが、そういうものも含めてお寄せいただければと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかにございますか。恐縮ですが先ほど課長が言われたように、お帰りになられてからいろいろご意見等何でも結構ですので、書かれて事務局に9月いっぱいにご提出ください。そうしますと、事務局で次回の審議会に、それを参考にしながら意見書の原案みたいなものを用意していただけるという段取りになりますので、よろしくお願いたします。</p>

	<p>ます。</p> <p>皆様方には私からお諮りしたほうがいいのかもしれませんが、議事録のことですが、新メンバーになりましたが、前と同じように皆様方はA、B、Cということで整理させていただくのが前例ですが、よろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">(了承)</p>
<p>会長</p>	<p>分かりました。では、従来どおりの議事録のとりまとめでよろしくお願いたします。次回の審議会ですが、外環の問題のとりまとめのこともありまして、10月の上旬に開かせていただきたいと思います。事務局とも話し合いましたが、10月9日まで議会が開かれています、本会議が終わりました次の日、10月10日午前中とさせていただきます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>後ほど次回の場所と時間をご通知しますが、それほど間が離れていませんので案件がそれほど盛りたくさんになるとは考えていませんが、一応9時30分ぐらいでご予定いただければと思います。</p>
<p>〇委員</p>	<p>環境博もありますので、できるだけ午前中をお願いしたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局、ほかにございますか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>ございません。</p>
<p>会長</p>	<p>ほかの方、よろしいでしょうか。どうも遅くまでありがとうございました。第1回の審議会はこれもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>